

五島市ごみ処理施設整備及び運営事業

要求水準書

第Ⅱ編 運営業務編

平成 28 年 12 月 6 日

五 島 市

《目 次》

第1章 総則	1
第1節 事業概要	1
第2節 計画主要目	2
第3節 一般事項	4
第4節 運營業務条件	9
第2章 運営体制	11
第1節 業務実施体制	11
第2節 有資格者の配置	11
第3節 連絡体制	12
第3章 運転管理業務	13
第1節 本施設の運転管理	13
第2節 受付・計量業務	13
第3節 運転管理業務	14
第4章 維持管理業務	16
第1節 本施設の維持管理業務	16
第2節 保守管理	16
第3節 修繕工事	17
第4節 清掃	19
第5節 維持管理マニュアル	19
第6節 精密機能検査	19
第7節 長寿命化総合計画の作成及び実施	19
第5章 測定管理業務	20
第1節 本施設の測定管理業務	20
第2節 測定管理マニュアル	20
第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応	22
第6章 防災管理業務	24
第1節 本施設の防災管理業務	24
第2節 二次災害の防止	24
第3節 緊急対応マニュアルの作成	24
第4節 自主防災組織の整備	24
第5節 防災訓練の実施	24
第6節 事故報告書の作成	24
第7章 関連業務	25
第1節 本施設の関連業務	25
第2節 植栽管理	25

第3節 施設警備・防犯	25
第4節 見学者対応	25
第5節 周辺住民対応	26
第8章 情報管理業務.....	27
第1節 本施設の情報管理業務	27
第2節 運営体制	27
第3節 運営マニュアル	27
第4節 運転	27
第5節 保守管理	28
第6節 補修工事	28
第7節 更新工事	28
第8節 保全工事	28
第9節 作業環境管理	28
第10節 清掃実施	29
第11節 測定管理	29
第12節 施設情報管理	29
第13節 業務完了報告	29
第14節 その他管理記録報告	29

用語の定義

五島市ごみ処理施設整備及び運営事業要求水準書（第Ⅱ編 運営業務編）で用いる用語を以下のとおり定義する。

本 市：五島市をいう。

本 事 業：五島市ごみ処理施設整備及び運営事業をいう。

本 施 設：本事業において設計・建設され、運営される五島市ごみ処理施設をいい、工場棟、管理棟のほか、車庫棟、洗車棟、庁用車車庫棟、駐車場、構内道路、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の事業実施区域内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。

プ ラ ン ト：本施設のうち処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。

建 築 物 等：本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。

建 設 事 業 者：本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。

運 営 事 業 者：本施設の運営業務を担当する特別目的会社をいう。

S P C：本施設の運営業務の実施のみを目的として設立される特別目的会社をいう。

建設工事請負契約：本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。

事 業 実 施 区 域：本事業を実施する区域をいう。

設 計 ・ 建 設 業 務：本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。

運 営 業 務：本事業のうち、本施設の運営に係る業務をいう。

搬 入 道 路：本施設へのごみ搬入車両及び搬出車両等が、搬入出に使用する市道大浜 16 号線をいう。

構内道路：事業実施区域内の車両が通行する道路をいう。

処理不適合物：家電リサイクル法該当品目やタイヤ、ガスボンベ、消火器等の本市では収集しないごみ及び本施設で処理した場合、不具合が発生するものを総称している。

既存施設：福江清掃センターをいう。

従業者：本施設で従業する SPC の従業者をいう。

第1章 総則

五島市ごみ処理施設整備及び運営事業 第Ⅱ編 運營業務編 要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、五島市（以下「本市」という。）が発注する「五島市ごみ処理施設整備及び運営事業」（以下「本事業」という。）の運營業務に適用する。

第1節 事業概要

1. 一般事項

本市では、一般廃棄物の処理処分を所有する福江清掃センター、富江クリーンセンター、福江リサイクルセンター、福江一般廃棄物最終処分場、奈留一般廃棄物最終処分場で行っている。

このうち、福江清掃センター及び富江クリーンセンターは、施設の耐用年数や経済性を考慮すると、更新時期を迎える。そこで、新たに集約化した焼却施設を平成31年度共用開始することを目標に整備を行うこととした。

この背景から、本市では平成25年度に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と平成26年度に策定した「循環型社会形成推進地域計画」及び平成27年度に策定した「ごみ処理施設整備基本計画」、「PFI等導入可能性調査」において、施設整備時期や計画処理目標値など、一般廃棄物処理及び施設整備の基本的な計画の概要をとりまとめている。

〈五島市ごみ処理施設整備に関わる基本方針〉

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1) 住民の生活を守る安全で安定的な処理を実現する施設2) 環境負荷を低減する環境にやさしい施設3) 経済性に優れた無理のない処理が可能な施設4) 地域に貢献し、親しまれる施設 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2. 基本事項

1) 事業名

五島市ごみ処理施設整備及び運営事業

2) 施設規模

41t/日（20.5t/24h×2炉）全連続燃焼式ストーカ炉

3) 建設場所

長崎県五島市浜町740

4) 敷地

第Ⅰ編「第1章 第1節 2.基本事項 4)敷地」参照

3. 運営事業者の事業範囲

運営事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。

- 1) 運転管理業務
- 2) 維持管理業務
- 3) 測定管理業務
- 4) 防災管理業務
- 5) 関連業務
- 6) 情報管理業務

4. 運営期間

本事業における運営業務期間は、平成 32 年 1 月から平成 51 年 12 月までの 20 年間とする。ただし、運営事業者は本市が本施設を約 30 年以上の長期安定処理を目指していることを前提として運営業務を行うこと。

第 2 節 計画主要目

1. 計画年間処理量

第 I 編「第 1 章 第 2 節 1. 処理能力」参照

2. 計画ごみ質

第 I 編「第 1 章 第 2 節 2. 計画ごみ質」参照

3. ごみの搬入出

第 I 編「第 1 章 第 2 節 3. ごみの搬入出」参照

4. 余熱利用計画

第 I 編「第 1 章 第 2 節 5. 余熱利用計画」参照

5. 公害防止基準

第 I 編「第 1 章 第 3 節 環境保全にかかわる計画主要目」参照

6. 処理生成物の基準

第 I 編「第 1 章 第 2 節 7. 処理生成物の基準」参照

7. 居室における空気環境の基準

居室における空気環境の基準は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき以下の表 1-1 に示す基準とする。

表 1-1 居室における空気環境基準

項 目		基準値
居室環境	浮遊粉じん	0.15mg/m ³ 以下
	一酸化炭素	10ppm以下
	二酸化炭素	1,000ppm以下
	温度	①17℃以上28℃以下 ②居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
	相対湿度	40%以上70%以下
	気流	0.5m/秒以下
	ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下

8. 敷地周辺設備

第I編「第1章 第1節 5. 立地条件 4) 敷地周辺設備」参照

9. 本施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

第3節 一般事項

1. 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2. 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。

表 1-2 関係法令等例示 (1/2)

<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) ●再生資源の利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号) ●廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について (平成 10 年生衛発第 1572 号) ●ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年法律第 105 号) ●ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン ●廃棄物処理施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 (平成 13 年環廃対 183 号) ●環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) ●大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号) ●悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号) ●騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) ●振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) ●水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) ●土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号) ●水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) ●下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) ●計量法 (平成 4 年法律第 51 号) ●消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) ●建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) ●建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) ●建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 	<ul style="list-style-type: none"> ●労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) ●事務所衛生基準規則 (昭和 47 年労働省令第 43 号) ●ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版 (社団法人全国都市清掃会議) ●高圧系統業務指針 (系統アクセス編) など東京電力株式会社が定める規定 ●高調波抑制対策技術指針 (平成 7 年 10 月社団法人日本電気協会) ●日本工業規格 ●電気学会電気規格調査会標準規格 ●日本電機工業会規格 ●日本電線工業会規格 ●日本電気技術規格委員会規格 ●日本照明器具工業会規格 ●公共建築工事標準仕様書 (建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編、機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●機械設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●電気設備工事監理指針 (国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●工場電気設備防爆指針 (独立行政法人労働安全衛生総合研究所) ●官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部) ●官庁施設の環境保全性に関する基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表 1-2 関係法令等例示 (2/2)

<ul style="list-style-type: none"> ●労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号） ●高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号） ●航空法（昭和 27 年法律第 231 号） ●電波法（昭和 25 年法律第 131 号） ●電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号） ●電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号） ●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 24 年経済産業省令第 46 号） ●河川法（昭和 39 年法律第 167 号） ●砂防法（明治 30 年法律第 29 号） ●景観法（平成 16 年法律第 110 号） 	<ul style="list-style-type: none"> ●電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号） ●クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びクレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号） ●官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年 3 月 31 日国営整第 157 号、国営設第 163 号） ●建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●煙突構造設計指針（平成 19 年 11 月社団法人日本建築学会） ●事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成 4 年 労働省告示第 59 号） ●分散型電源系統連系技術指針（平成 4 年 3 月社団法人日本電気協会） ●五島市暴力団排除条例 ●長崎県未来につながる環境を守り育てる条例、水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例など関係する長崎県の条例や規則など ●その他本業務に関連する法令、規格、基準など
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 生活環境影響調査書の遵守

運営事業者は、本業務期間中、五島市ごみ処理施設整備事業に係る生活環境影響調査書の内容を遵守すること。また、本市が実施する調査または運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議の上、対策を講じること。

4. 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本市が毎年度定める「五島市一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5. 官公署等の指導等

運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。

6. 官公署等申請への協力

運営事業者は、本市が行う運営に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営に係る申請

に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

7. 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から本施設の運営に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告にあたっては、同内容を本市に報告し、その指示に基づき対応すること。

8. 五島市への報告

- 1) 運営事業者は、本市が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- 2) 定期的な報告は、「第8章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第1章 第3節 11. 緊急時対応」に基づくこと。

9. 五島市の検査等

運営事業者は、本市が実施する運営全般に対する検査等に全面的に協力すること。また、この検査等において、本市が本施設の運営に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、運営事業者は本市が検査等を実施する場合、本施設の運転を調整する等の協力を実施すること。

10. 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- 3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 5) 運営事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）（基発 0100 号第 1 号平成 26 年 1 月 10 日改正）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等本市が定める者の同席を要すること。
- 6) 運営事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。

- 7) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 8) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- 9) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 10) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について本市に報告すること。
- 11) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 12) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- 13) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1 1. 緊急時対応

- 1) 運営事業者は、災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- 2) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し改定するなど、随時改善を図ること。
- 3) 運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、従業者の怪我等が発生した場合に備えて、自らが整備する自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- 4) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練の開催については、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- 5) 事故が発生した場合、運営事業者は直ちに、事故の発生状況、事故時の運転記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

1 2. 急病等への対応

- 1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。

3) 本施設に設置してある AED の維持管理等を定期的 to 実施すること。

1 3. 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。

1 4. 保険

運営事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本市の承諾を得る。

なお、本市は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国町村会総合賠償補償保険（契約類型 8 型）を付保する予定である。

1 5. 地域振興

本施設の運営にあたっては、本市の住民に対する雇用促進のほか、本市内の企業等を活用するための手法及び本市内における物品の調達先確保について、積極的に提案すること。

1 6. 工事元請下請関係の適正化

建設産業における生産システム合理化指針（建設省経構発第 2 号平成 3 年 2 月 5 日）の趣旨を十分に理解し、関係事業者との適切な関係を築くこと。

第4節 運營業務条件

1. 運営

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- 1) 事業契約書
- 2) 要求水準書（設計・建設業務編）
- 3) 本要求水準書
- 4) 事業提案書
- 5) その他本市の指示するもの

2. 提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

3. 要求水準書記載事項

1) 記載事項の補足等

本要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

4. 契約金額の変更

上記2. 3. の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5. 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を本市に引き渡すこと。本市は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡に関する検査を行う。

- 1) 本市が本要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、本市が指示する内容の業務の本市への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）、本要求水準書及び事業契約書に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。

- 2) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 3) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化(通常の経年変化によるものを含む。)を除く。
- 5) 事業期間終了時に、それまでの維持管理業務実績を考慮し見直した長寿命化総合計画を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、その結果を本市へ報告すること。
- 6) 事業期間終了時に事業期間終了後1年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること。
- 7) 次期運営事業者に対し、最低3ヶ月間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、本市の承諾を得ること。また、本市は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則としてすべてを開示するものとする。
- 8) その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、本市と運営事業者の協議によるものとし、平成46年度（運営開始後16年目）の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱について、本市と協議を開始すること。

第2章 運営体制

第1節 業務実施体制

- 1) 運営事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、防災管理業務、関連業務、情報管理等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- 3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。
- 4) 運営事業者は、初めて本事業で廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務及び焼却主灰、飛灰処理物を取り扱う業務等に従事する従業者に対して、労働安全衛生規則に基づく特別教育を実施すること。

第2節 有資格者の配置

- 1) 運営事業者は、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、現場統括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験を有する技術者を配置すること。
- 2) 運営事業者は、電気主任技術者を配置すること。
- 3) 運営事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者（表 2-1 参照）を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。
- 4) 運営事業者は、試運転時から必要な有資格者を試運転時に配置すること。

表 2-1 維持管理・運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （ごみ処理施設）	本施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
クレーン・デリック運転士	クレーン・デリックの運転
電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
特定化学物質等作業主任者	焼却灰の取扱い、焼却炉・集じん機等の保守・点検等業務

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

第3節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の本市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。

第3章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。

第2節 受付・計量業務

1. 受付管理

- 1) 搬出入車両を計量棟において計量、記録、確認、管理を行うこと。
- 2) 計量室においてプラットホーム入口付近の I T V からプラットホーム内の混雑状況を判断し、信号機にて車両の搬入タイミングを調整すること。
- 3) 委託収集車に対して、搬入用計量機での計量時に伝票を発行すること。
- 4) 直接搬入者に対して、ごみの排出地域、性状、形状、内容について、正しくごみが分別されていることを確認すること。基準を満たしていないごみを確認した場合は、受け入れないものとし、併せてその旨を速やかに本市に報告すること。
- 5) 運営事業者は、混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し、ごみの種類毎に個別に計量できるように受付を実施すること。
- 6) 粗大ごみの受付を行い、収集業者（1社）への連絡を行うこと。なお、粗大ごの受付数は1日3～4件程度である。

2. 計量データの管理

運営事業者は、処理対象物、焼却主灰、飛灰処理物などの計量データを記録し、定期的に本市へ報告すること。

3. 案内、指示

運営事業者は、搬入車両に対し、本施設内のルートとごみの投入場所について、案内、指示と安全上の注意を行うこと。

4. ごみ処理手数料の徴収など

- 1) 直接搬入者、許可業者など、ごみ処理手数料の支払いをする者から、本市が定める金額を本市が定める方法で徴収すること。徴収した料金は、本市が定める方法によって本市の指定金融機関へ引き渡すこと。なお、ごみ処理手数料の徴収業務に従事する者は本市に届出を受領された、一般廃棄物処理手数料徴収員証を交付された者のみとする（五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則 第17条）。
- 2) ごみ処理手数料は、要求水準書添付資料-6「ごみ処理手数料の区分」に示す通りごみ種等により異なることから、これらの精算が可能な受付計量業務を行うこと。

- 3) 許可業者等のごみ処理手数料徴収について、許可業者毎に月単位でまとめて納付書を作成するなど、本市への協力を実施すること。

5. 受付時間

本市の本施設における受付時間は、年末年始[※]及び日曜日を除く、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分まで、土曜日は午前8時30分から正午までとする。

なお、市民大清掃の8月第1土曜日、空き缶回収の6月第1土曜日については午後も受付に協力すること。また、市内で開催されるイベント時の受付にも協力すること。

※年末年始の受付休止期間は原則12月31日～1月3日までとするが、暦により前後することもあるため、本市が毎年作成するごみカレンダーに従うこと。

第3節 運転管理業務

1. 搬入管理

- 1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導、プラットホームの安全確認を行うこと。
- 2) 運営事業者は、直接搬入者の処理対象物の荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。また小型計量機での計量およびICカードへの記録を行うこと。
- 3) 運営事業者は、本市が実施する展開検査(4tパッカー車等の中身の検査)に協力すること。なお、展開検査は、許可業者及び事業系一般廃棄物搬入車(多量排出事業者)を対象に、月1回程度の実施を想定している。また、対象台数は3台程度である。
- 4) 運営事業者は、本施設の処理不適物を処理しないものとし、これらを搬入した者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じないなどの理由により、処理不適物等が残った場合の対応には、本市と協議し決定すること。

2. 適正処理・適正運転

- 1) 運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- 2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

3. 運転管理体制

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。

4. 用役の管理

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。

5. 運転計画の作成

- 1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更にあたっては本市の承諾を得ること。
- 4) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- 5) 運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、本市の承諾を得ること。

6. 運転管理記録の作成

- 1) 運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成しなければならない。

7. 処理生成物の搬出

- 1) 処理生成物は本市が最終処分場（土曜日・日曜日は搬入しない）へ運搬する。運営事業者は本市が処理生成物を搬出する際の、搬出車両及びアームロール車コンテナ等への処理生成物の積み込み、計量等の作業を実施すること。また、最終処分場へ処理生成物を搬出できない日（土曜日・日曜日）は、アームロール車コンテナに積み込んだ上で本施設にて保管を行うなど、処理生成物の搬出について必要な作業を実施すること。
- 2) 処理生成物の搬出は、週5回程度を想定しているが、処理生成物の搬出頻度、積込作業、計量等の詳細については本市と協議して決定すること。なお、本市の所有する搬出車両を考慮して検討すること。

8. 性能試験の実施

- 1) 運営事業者は、第I編「第1章 第7節 性能保証」に示された引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が本市と合意した期日に実施すること。

第4章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。

第2節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換えなどの一切の管理を指す。

1. 保守管理計画書の作成

- 1) 保守管理計画書は、運営期間中の毎年度分を作成することとし、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表 4-1 の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。
- 3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。
- 4) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。
- 5) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。

表 4-1 法定点検、検査項目（参考）

設備名	法律名		備考
クレーン	クレーン等安全規則 定期自主検査	第 34 条 定期自主検査 第 35 条 定期自主検査 第 36 条 作業開始前の点検 第 40 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 作業開始前 2 年に 1 回以上
エレベータ	クレーン等安全規則	第 154 条 定期自主検査 第 155 条 定期自主検査 第 159 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 1 年未満～2 年以内に 1 回以上
	建築基準法	第 12 条 報告、検査等	1 年に 1 回以上
計量機	計量法	第 21 条 定期検査の実施時期等	2 年に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則	第 56 条 検査	1 年に 1 回以上
地下タンク	消防法	第 14 条の 3	消防法の規定による
消防用設備	消防法施行規則	第 31 条の 6 消防用設備等 又は特殊消防用設備等の点 検及び報告	外観点検 3 月に 1 回以上 機能点検 6 月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

2. 保守管理の実施

受託者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

3. 保守管理計画書の報告

- 1) 保守管理実施結果報告書を作成し本市へ報告すること。
- 2) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または本市との協議による年数保管すること。

第3節 修繕工事

修繕工事とは、本施設について劣化した機能の改善またはより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

1. 補修工事

補修工事とは、本施設の劣化した部分、部材、機器または低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させる補修または部分的な交換を指す。

- 1) 補修工事計画書の作成
 - ① 運営事業者は、表 4-2 を参考に補修工事計画書を作成すること。
 - ② 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
 - ③ 運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
 - ④ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
 - ⑤ 補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

表 4-2 補修工事の分類（参考）

作業区分		概要	設備・機器（例）	
補修工事	予防保全	時間基準保全	・具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 ・構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
		状態基準保全	・摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。	耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、排水設備の腐食等
	事後保全	・故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む）。 ・保全部材の調達が容易なもの。	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類	

※プラント、建築設備の例

2) 補修工事の実施

運営事業者は、補修工事实施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。

3) 補修工事实施の報告

- ① 運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事实施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ② 運営事業者は、各年度の年間補修工事实施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ③ 補修工事实施結果報告書及び年間補修工事实施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または本市との協議による年数保管すること。

2. 更新工事

更新工事とは、本施設の劣化した機器または装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。

1) 更新工事計画書の作成

- ① 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- ② 運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- ③ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- ④ 更新工事实施に際して、更新工事实施前までに詳細な更新工事实施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事实施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために更新工事を行うこと。

3) 更新工事实施の報告

- ① 運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事实施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ② 運営事業者は、各年度の年間更新工事实施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- ③ 更新工事实施結果報告書及び年間更新工事实施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または本市との協議による年数保管すること。

3. 保全工事

保全工事とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

運営事業者は、適切な補修工事を行うこと。特に照明設備、空調設備及び換気設備等の建築設

備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、構内白線引き等について配慮すること。

第4節 清掃

運営事業者は、運営期間を通じ本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

運営事業者は、清掃計画書を作成し、本市の承諾を得ること。清掃計画書に基づき清掃を実施すること。また、清掃実施結果報告書を本市へ報告すること。

第5節 維持管理マニュアル

- 1) 運営事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

第6節 精密機能検査

- 1) 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施すること。
- 2) 運営事業者は、1年に1回以上の頻度で、機能検査を実施すること。
- 3) 精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第7節 長寿命化総合計画の作成及び実施

- 1) 運営事業者は、本業務期間を通じた長寿命化総合計画を作成し、本業務期間開始の前日までに本市の承諾を得ること。
- 2) 本業務期間を通じた長寿命化総合計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき毎年度更新し、その都度、本市の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、長寿命化総合計画に基づき、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を維持するために、維持管理を行うこと。

第5章 測定管理業務

第1節 本施設の測定管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

第2節 測定管理マニュアル

運営事業者は、表 5-1 に示した測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。

本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び本市が合意した場合、表 5-1 に示した測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目の変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。

運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

表 5-1 業務期間中の測定項目

区 分	計 測 項 目	計測最低頻度	備考
排ガス	ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素	2回/年	各炉 (1回当たり2検体以上)
	酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん	連続測定	各炉
	ダイオキシン類	2回/年	各炉 (1回当たり1検体以上)
	水銀	2回/年	各炉
ごみ質	種類組成、三成分、低位発熱量、単位体積重量、元素組成	4回/年	
焼却主灰	重金属類、1,4-ジオキサン、PCBの溶出量	1回/年	
	ダイオキシン類	1回/年	
	熱灼減量	1回/月	
飛灰処理物	重金属類、1,4-ジオキサン、PCBの溶出量	1回/年	
	ダイオキシン類	1回/年	
大 気	粉じん濃度	1回/年	4地点
騒 音	騒音	1回/年	4地点
振 動	振動	1回/年	4地点
悪 臭	臭気指数	1回/年	4地点、脱臭装置排出口
作業環境	ダイオキシン類濃度	2回/年	
	粉じん濃度		
	二硫化炭素濃度		
居室環境	浮遊粉じん	1回/2か月	
	一酸化炭素		
	二酸化炭素		
	温度		
	相対湿度		
	気流		
	ホルムアルデヒドの量		
周辺環境(土壌)	ダイオキシン類濃度	1回/年	2地点
周辺環境(水質)	井戸水のダイオキシン類濃度	1回/年	

第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応

1. 要監視基準と停止基準

1) 基準の区分

運営事業者による本施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、前項で示した計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止しなくてはならない基準である。

2) 対象項目

要監視基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類、水銀とする。

3) 基準値及び測定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表 5-2 に示すとおりとする。なお、要監視基準の基準値については、運営事業者の提案によるものとする。

表 5-2 排ガスの要監視基準及び停止基準

区分	物質	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん [g/m ³ N]		1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.02	1 時間値平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	硫黄酸化物 [ppm]			50	
	塩化水素 [ppm]			100	
	窒素酸化物 [ppm]			150	
	一酸化炭素 [ppm]		4 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	30	4 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
バッチ計測項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]		—	0.1	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに追加測定を実施する。この 2 回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	水銀 [mg/m ³ N]		—	0.03	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに ^{注 1)} 3 回以上の追加測定を実施する。この 4 回以上の測定結果の平均値 ^{注 2)} が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。

※煙突出口、乾きガス：O₂ 12%換算値

注 1) 基準値の 1.5 倍を超過していた場合は測定結果が得られた後 30 日以内に、それ以外は 60 日以内に実施。

注 2) 計 4 回以上の測定結果のうち、最大値および最小値を除くすべての測定結果の平均値とする。

2. 要監視基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 要監視基準値を逸脱した原因の解明
- (2) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（本市による承諾）
- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- (5) 作業完了後の運転データの確認（本市による確認）
- (6) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3. 停止基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- (1) 停止レベルに至った原因の解明
- (2) 復旧計画の策定（本市による承諾）
- (3) 改善作業への着手
- (4) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- (5) 復旧のための試運転の開始
- (6) 運転データの確認（本市による確認）
- (7) 本施設の使用再開

第6章 防災管理業務

第1節 本施設の防災管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 9. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災管理業務を行うこと。

第2節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第3節 緊急対応マニュアルの作成

運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全な停止、復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。

運営事業者は、緊急対応マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

第4節 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、従業者の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに本市に報告すること。

第5節 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

第6節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

第7章 関連業務

第1節 本施設の関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節 植栽管理

運営事業者は、本施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。

第3節 施設警備・防犯

- 1) 運営事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- 3) 運営事業者は、警備設備を設置のうえ場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

第4節 見学者対応

- 1) 見学者の受付は本市が行う。
- 2) 見学者への説明は、原則として運営事業者にて行うこととし、施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。ただし、行政視察については本市が対応するので、運営事業者は本市に協力すること。
- 3) 場内の動線については、決められた動線を遵守し、住民、見学者の安全性に十分に配慮すること。
- 4) 見学者説明要領書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 5) 見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等を実施すること。詳細については本市と協議し、決定すること。
- 6) 運営事業者は、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。

表 7-1 見学者受入人数実績

施設名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
福江清掃センター	339 人	366 人	350 人

第5節 周辺住民対応

- 1) 運営事業者は、常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- 2) 運営事業者は、本市が行う周辺の住民との協議に対して、本市の要請に基づき協力すること。
- 3) 本市が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- 4) 運営事業者は、周辺農地等への光害の影響に配慮すること。
- 5) 運営事業者は、本施設の運営に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに本市に報告し、本市と協議の上対応すること。

第8章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報に漏洩を防止する措置を講ずること。

第2節 運営体制

運営事業者は、以下の体制について本市の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ下記以外の体制についても作成し、本市の承諾を得ること。

- 1) 安全衛生管理体制
- 2) 防災管理体制
- 3) 連絡体制
- 4) 施設警備・防犯体制
- 5) 運転管理体制
- 6) 緊急時の連絡体制

第3節 運営マニュアル

運営事業者は、運営マニュアルを作成し、本市の承諾を得るものとする。運営事業者は、必要に応じ下記以外のマニュアルも作成し、本市の承諾を得ること。

運営事業者は、本市と協議のうえ本施設の運営マニュアルを作成する。

運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

運営マニュアルには下記1)～6)のマニュアルに関する内容も含めること。

- 1) 運転管理マニュアル
- 2) 維持管理マニュアル
- 3) 測定管理実施マニュアル
- 4) 緊急対応マニュアル
- 5) その他関連業務マニュアル
- 6) 情報管理マニュアル

第4節 運転

- 1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、ごみ搬入量、副生成物量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、本市に提出すること。
- 3) 運転管理記録の詳細項目は、本市と協議の上決定すること。
- 4) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管する

こと。

第5節 保守管理

- 1) 運営事業者は保守管理計画及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 保守管理関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第6節 補修工事

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書、補修工事結果を記載した補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 補修工事関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第7節 更新工事

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書、更新工事結果を記載した更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 更新工事関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第8節 保全工事

- 1) 運営事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、保全工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 保全工事関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第9節 作業環境管理

- 1) 運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定

すること。

- 3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第10節 清掃実施

- 1) 運営事業者は、清掃計画書及び清掃実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 清掃関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第11節 測定管理

- 1) 運営事業者は、表 5-1～表 5-2 に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- 3) 運営事業者は測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本市へ提出すること。
- 4) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 5) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第12節 施設情報管理

- 1) 運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 運営事業者は、修繕工事等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、本市へ報告すること。
- 4) 運営事業者は、本市等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第13節 業務完了報告

- 1) 運営事業者は、上記第4節から第12節の履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。
- 3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、本市と協議の上決定すること。

第14節 その他管理記録報告

- 1) 運営事業者は、年に2回、財務諸表を本市に提出すること。
- 2) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目、または受託者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
- 3) 運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 4) 管理記録報告については、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。